

(地 11)

平成30年4月11日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
羽 鳥 裕

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医療機関等から排出される感染性廃棄物の処理につきましては「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」をもとに行われております。今般、環境省において、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正が行われ、同マニュアルも改訂されました。また、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より本会に対してもその周知方依頼がありました。

改訂の内容は、別紙の通り、「医療関係機関等」に「介護医療院」が追加されたこととなります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本マニュアルは環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>) に掲載されていることを申し添えます。

事務連絡

平成30年3月30日

公益社団法人日本医師会 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年政令第55号。）により廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。）の一部が改正となり、廃掃法施行令別表第1の4の項の中欄に掲げる施設に「介護医療院」が追加され、平成30年4月1日から施行されることとなります。

感染性廃棄物の処理につきましては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき行われているところですが、今般、廃掃法施行令の改正にあわせて別添のとおり同マニュアルの改訂を行いました。

貴団体におかれましては、改めて本マニュアルを関係者に周知いただくとともに、その内容を踏まえ、引き続き感染性廃棄物の適正処理の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、本マニュアルは環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）に掲載しておりますので、周知等の際に御活用下さい。

感染性廃棄物の適正な処理に向け、今後とも皆様の御協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」新旧対照表

(下線部は改訂箇所)

改訂後	改訂前
<p>第1章 総則</p> <p>1. 1 (略)</p> <p>1. 2 用語の定義</p> <p>1 「医療関係機関等」とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいう。</p> <p>(参照) 令別表第1の4の項、規則第1条第7項</p> <p>2～9 (略)</p> <p>1. 3～1. 5 (略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1. 1 (略)</p> <p>1. 2 用語の定義</p> <p>1 「医療関係機関等」とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、<u>介護老人保健施設</u>、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいう。</p> <p>(参照) 令別表第1の4の項、規則第1条第7項</p> <p>2～9 (略)</p> <p>1. 3～1. 5 (略)</p>